

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,418百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は10.88%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第10次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、(金庫の現況)31ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

信用リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況)10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的な角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務取扱マニュアル」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないように、分散に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーターにあたる取引はございません。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補充の充分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況) 10ページ「リスク管理体制」をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する事項

イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値 (現在価値) や、貸出金の金利差などから得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③ 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ⑥ スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
スプレッドは考慮しておりません。
 - ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はございません。
 - ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。
 Δ NIIは資産構成の見直し等により前期末から増加いたしました。
 - ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト (Δ EVE/自己資本) は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4% (国内基準) を確保できる水準となっております。
- (2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ① 金利ショックに関する説明
 - ② 金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)
当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,415	34,155
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,404	2,418
うち、利益剰余金の額	30,106	31,856
うち、外部流出予定額(△)	95	119
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	735	767
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	735	767
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,184	34,922
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	94
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	94
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	55	96
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	162	190
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	33,022	34,732
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	290,466	304,370
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△664	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	760	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,435	14,820
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	304,901	319,191
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.83%	10.88%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	290,466	11,618	304,370	12,174
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	261,598	10,463	269,836	10,793
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	40	1
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,070	42	1,151	46
地方三公社向け	363	14	348	13
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,762	1,630	47,056	1,882
法人等向け	93,496	3,739	93,719	3,748
中小企業等向け及び個人向け	51,999	2,079	52,043	2,081
抵当権付住宅ローン	5,381	215	5,177	207
不動産取得等事業向け	42,061	1,682	40,725	1,629
三月以上延滞等	580	23	636	25
取立未済手形	35	1	77	3
信用保証協会等による保証付	1,695	67	1,632	65
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,091	283	7,865	314
出資等のエクスポージャー	7,091	283	7,865	314
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,000	680	19,362	774
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,180	167	6,068	242
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	1,082	43
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,444	417	12,211	488
② 証券化エクスポージャー	1,050	42	1,524	60
証券化	STC要件適用分	—	—	—
	非STC要件適用分	1,050	42	1,524
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,947	1,037	29,581	1,183
ルック・スルー方式	25,947	1,037	29,581	1,183
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	760	30	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2,534	101	3,428	137
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,435	577	14,820	592
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	304,901	12,196	319,191	12,767

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債 券				デリバティブ取引		令和4年度	令和5年度
			令和4年度	令和5年度	国 内		国 外		令和4年度	令和5年度		
製 造 業	41,813	41,127	23,125	22,195	17,395	17,933	1,293	999	—	—	46	87
農 業、林 業	161	88	161	88	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	279	250	279	250	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	176	194	176	194	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	40,843	40,467	39,477	38,915	1,366	1,552	—	—	—	—	167	125
電気・ガス・熱供給・水道業	5,968	6,004	24	22	5,747	5,782	197	199	—	—	—	—
情報通信業	1,903	2,020	953	1,065	950	954	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	13,997	11,947	6,901	4,784	6,896	6,566	199	596	—	—	184	136
卸売業、小売業	30,150	30,216	26,251	26,368	3,898	3,847	—	—	—	—	210	216
金融業、保険業	226,181	236,925	12,885	14,850	11,261	12,815	36,267	41,994	8,446	11,427	—	—
不動産業	80,336	81,799	73,776	75,425	6,560	6,373	—	—	—	—	54	68
物品賃貸業	1,476	1,410	1,476	1,410	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,592	3,372	2,592	3,372	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	4,149	4,156	4,149	4,156	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	7,901	7,386	7,901	7,386	—	—	—	—	—	—	146	137
生活関連サービス業、娯楽業	17,087	10,631	17,087	10,631	—	—	—	—	—	—	48	19
教育、学習支援業	754	1,120	754	1,120	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	12,029	11,091	11,834	10,898	194	193	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	8,374	14,287	8,374	14,287	—	—	—	—	—	—	—	18
国・地方公共団体等	92,691	96,640	22,892	20,744	53,052	56,984	15,482	17,697	—	—	—	—
個人	77,074	76,026	77,074	76,026	—	—	—	—	—	—	200	196
その他	51,453	52,587	—	—	4,301	4,367	17,835	18,143	—	—	—	—
業種別合計	717,399	729,755	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427	1,057	1,005
1年以下	134,220	128,825	46,263	39,762	6,150	3,661	6,506	3,400	—	—	—	—
1年超3年以下	66,189	83,065	26,927	27,307	7,240	9,516	8,583	9,662	437	2,280	—	—
3年超5年以下	71,284	88,476	28,468	28,483	18,199	21,011	20,722	28,981	893	—	—	—
5年超7年以下	90,342	93,822	52,467	49,296	15,877	17,502	14,997	19,023	—	—	—	—
7年超10年以下	89,109	95,436	37,074	43,084	22,576	20,875	8,368	6,356	6,090	8,120	—	—
10年超	177,570	180,974	122,549	125,220	40,897	42,519	12,096	12,206	1,026	1,027	—	—
期間の定めのないもの	88,683	59,155	24,398	21,042	682	2,284	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	717,399	729,755	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	234	203	15	△ 31	—	—
農 業、林 業	0	—	△ 4	△ 0	—	—
漁 業	3	2	△ 0	△ 0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	93	74	△ 17	△ 19	52	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	6	△ 8	△ 0	—	—
運輸業、郵便業	1,071	103	△ 46	△ 968	—	—
卸売業、小売業	176	177	△ 32	0	3	—
金融業、保険業	7	5	△ 132	△ 1	—	—
不動産業	531	586	△ 254	54	—	8
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	31	28	△ 14	△ 2	—	—
宿泊業	159	159	—	—	—	—
飲食業	109	86	27	△ 23	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	384	388	16	3	—	—
教育、学習支援業	3	2	△ 0	△ 0	—	—
医療、福祉	44	204	18	160	—	—
その他のサービス	52	1,076	△ 100	1,023	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	189	156	78	△ 33	0	0
その他	51	51	—	—	—	—
業種別合計	3,152	3,314	△ 457	161	56	10

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	159,868	—	158,931
10%	—	28,057	—	28,245
20%	37,084	199,125	51,279	203,832
35%	—	15,375	—	14,791
50%	55,785	1,416	48,346	1,250
75%	—	65,893	—	65,287
100%	10,296	117,409	9,897	121,673
150%	—	187	—	320
200%	—	—	—	—
250%	3,400	—	5,000	—
1250%	—	—	—	—
合計	106,566	587,334	114,523	594,332

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,409	5,311	25,378	27,427	-	-

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	14	8
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	14	8

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派生商品取引合計	8,446	11,427	8,446	11,427
外国為替関連取引	-	-	-	-
金利関連取引	8,446	11,427	8,446	11,427
金関連取引	-	-	-	-
株式関連取引	-	-	-	-
貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	8,446	11,427	8,446	11,427

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

■原資産を構成するエクスポージャーに係る三月以上延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
証券化エクスポージャーの額	4,200	4,472
金銭信託	—	—
貸出債権	1,106	731
住宅ローン	3,093	2,953

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引
15～50%未満	3,497	—	3,684	—	27	—	29	—
50～100%未満	702	—	—	—	14	—	—	—
100～250%未満	—	—	787	—	—	—	31	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—

※所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,999	2,999	3,623	3,623
非上場株式等	4,092	—	5,029	—
合計	7,091	2,999	8,653	3,623

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	287	235
売却損	20	0
償却	—	0

※損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、且つ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	△157	76

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	53,335	52,418
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 : 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	15,003	15,692	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	98	21				
3	スティープ化	12,333	12,816						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	15,003	15,692	98	21				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	34,732		33,022					

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」の項目に記載しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	32,522	34,266
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,404	2,418
うち、利益剰余金の額	30,213	31,967
うち、外部流出予定額(△)	95	119
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	735	767
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	735	767
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	33,291	35,033
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	107	95
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	107	95
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	55	95
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	162	190
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	33,128	34,843
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	290,505	304,408
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△664	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	760	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,415	14,804
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	304,920	319,212
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.86%	10.91%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	290,505	11,620	304,408	12,176
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	261,637	10,465	269,874	10,794
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	60	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	40	1
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,070	42	1,151	46
地方三公社向け	363	14	348	13
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,762	1,630	47,056	1,882
法人等向け	93,496	3,739	93,719	3,748
中小企業等向け及び個人向け	51,999	2,079	52,043	2,081
抵当権付住宅ローン	5,381	215	5,177	207
不動産取得等事業向け	42,061	1,682	40,725	1,629
三月以上延滞等	580	23	636	25
取立未済手形	35	1	77	3
信用保証協会等による保証付	1,695	67	1,632	65
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,091	283	7,901	316
出資等のエクスポージャー	7,091	283	7,901	316
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,039	681	19,364	774
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,180	167	6,068	242
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,375	95	1,082	43
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	10,483	419	12,213	488
② 証券化エクスポージャー	1,050	42	1,524	60
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,050	42	1,524	60
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,947	1,037	29,581	1,183
ルック・スルー方式	25,947	1,037	29,581	1,183
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	760	30	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	2,534	101	3,428	137
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,415	576	14,804	592
ハ.連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	304,920	12,196	319,212	12,768

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券				デリバティブ取引			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	国 内		国 外		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	40,228	41,127	23,687	22,195	17,395	17,933	1,293	999	-	-	46	87
農 業、林 業	540	88	540	88	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	279	250	279	250	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	176	194	176	194	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	40,843	40,467	39,477	38,915	1,366	1,552	-	-	-	-	167	125
電気・ガス・熱供給・水道業	5,968	6,004	24	22	5,747	5,782	197	199	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,903	2,020	953	1,065	950	954	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	13,997	11,947	6,901	4,784	6,896	6,566	199	596	-	-	184	136
卸 売 業、小 売 業	30,150	30,216	26,251	26,368	3,898	3,847	-	-	-	-	210	216
金 融 業、保 険 業	226,181	236,925	12,885	14,850	11,261	12,815	36,267	41,994	8,446	11,427	-	-
不 動 産 業	80,336	81,799	73,776	75,425	6,560	6,373	-	-	-	-	54	68
物 品 賃 貸 業	1,476	1,410	1,476	1,410	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2,592	3,372	2,592	3,372	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	4,149	4,156	4,149	4,156	-	-	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	7,901	7,386	7,901	7,386	-	-	-	-	-	-	146	137
生活関連サービス業、娯楽業	17,087	10,631	17,087	10,631	-	-	-	-	-	-	48	19
教 育、学 習 支 援 業	754	1,120	754	1,120	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	12,029	11,091	11,834	10,898	194	193	-	-	-	-	-	-
その 他 の サ ー ビ ス	8,374	14,287	8,374	14,287	-	-	-	-	-	-	-	18
国・地方公共団体等	92,691	96,640	22,892	20,744	53,052	56,984	15,482	17,697	-	-	-	-
個 人	77,074	76,026	77,074	76,026	-	-	-	-	-	-	200	196
そ の 他	51,492	52,625	-	-	4,301	4,367	17,835	18,143	-	-	-	-
業 種 別 合 計	717,437	729,794	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427	1,057	1,005
1 年 以 下	134,220	128,825	46,263	39,762	6,150	3,661	6,506	3,400	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	66,189	83,065	26,927	27,307	7,240	9,516	8,583	9,662	437	2,280	-	-
3 年 超 5 年 以 下	71,284	88,476	28,468	28,483	18,199	21,011	20,722	28,981	893	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	90,342	93,822	52,467	49,296	15,877	17,502	14,997	19,023	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	89,109	95,436	37,074	43,084	22,576	20,875	8,368	6,356	6,090	8,120	-	-
1 0 年 超	177,570	180,974	122,549	125,220	40,897	42,519	12,096	12,206	1,026	1,027	-	-
期間の定めのないもの	88,722	59,194	24,398	21,042	682	2,284	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	717,437	729,794	338,149	334,198	111,625	117,370	71,274	79,630	8,446	11,427	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

資料情報編24ページをご参照ください。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	159,868	-	158,931
10%	-	28,057	-	28,245
20%	37,084	199,125	51,279	203,832
35%	-	15,375	-	14,791
50%	55,785	1,416	48,346	1,250
75%	-	65,893	-	65,287
100%	10,296	117,448	9,897	121,711
150%	-	187	-	320
200%	-	-	-	-
250%	3,400	-	5,000	-
1250%	-	-	-	-
合 計	106,566	587,373	114,523	594,370

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

資料情報編25ページをご参照ください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

資料情報編25ページをご参照ください。

証券化エクスポージャーに関する事項

資料情報編25・26ページをご参照ください。

出資等エクスポージャーに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

資料情報編26ページをご参照ください。